

授業料・支援制度について

○授業料・就学支援金

平成26年度入学生より授業料（年額32,400円）のお支払いが必要となっています。就学支援金は、生徒・保護者が申請を行い、認定された場合には、授業料分の金額を学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てる制度です。このため授業料を負担する必要はなくなります。

認定対象は、「区市町村民税の課税標準額 × 6% - 区市町村民税の調整控除額」が30万4,200円未満の世帯（おおよその年収が910万円未満の世帯）です。

申請の有無にかかわらず全員提出する書類がありますので、必ず書類をご確認ください。
（入学手続き時に配布予定です。）なお、ご提出いただくマイナンバーから課税情報を取得し審査を行います。確定申告や年末調整が正しく行われていることが前提です。確定申告の遅れ等により審査ができないことがありますので、ご注意ください。

○奨学のための給付金

授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するための制度です。保護者が申請を行い、認定された場合には下記表の金額が、保護者口座に入金され、返還の必要はありません。

認定対象は、「生活保護受給世帯」または保護者全員の「区民税所得割額」と「都民税所得割額」の合算が0円の世帯です。

申請受付は令和4年7月以降を予定しており、東京都教育委員会から通知があり次第、別途周知します。

○給付型奨学金

生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費（模擬試験費用等）を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

認定対象は、生活保護受給世帯または保護者全員の「区民税所得割額」と「都民税所得割額」の合算が85,500円未満の世帯です。

※申請書類及び申請方法等の詳細については、別途お知らせいたします。

	就学支援金	奨学のための給付金	給付型奨学金	
支給対象 ※1	・生活保護受給世帯	・生活保護受給世帯 ・区民税所得割額と都民税所得割額の合算が 0円 の世帯	・生活保護受給世帯 ・区民税及び都民税の所得割額合算が 0円 の世帯	・区民税及び都民税の所得割額合算が 85,500円未満 の世帯
・区市町村民税の「課税標準額」×6% - 区市町村民税の「調整控除の額」が 30万4,200円未満 の世帯				
対象経費	授業料	授業料以外に教育に必要な経費	学校が定める教育活動	
への参加経費（模擬試験費用等）				

支給 金額 ※2	月額 2,700円 (年間 32,400 円)		○生活保護受給 世帯	
○非課税世帯(第 1子)※3	110,100 円			
○非課税世帯(第 2子)※3	141,700 円			
受給者	学校が受け取り、 授業料に	保護者に直接支 給	学校が受け取り、 保護者に代わり	
	充てる(保護者には 支給しない)	(学校徴収金未納の 場合は充当できる)	業者に支払う(保護者には支給しない)	

※1 支給対象者は、各制度とも他に要件があります。

※2 金額は令和3年度のものであり、年度によって異なります。

※3 「奨学のための給付金」は非課税世帯についてのみ、第1子と第2子で給付額が異なります。

→生徒本人が第1子か第2子かの判定方法は、制度案内にてご確認ください(6月配布予定)。